オンライン出頭について

令和３年特許法等改正に伴い、令和３年１０月から、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」によって、当事者等が、審判廷に出頭することなく口頭審理の期日における手続を行うことが可能となりました。

口頭審理の出頭者要件を満たす者（当事者、代理人等）は、審判長が認めた場合、ウェブ会議システム等を通じて口頭審理の期日の手続に関与することが可能となります（特許法第１４５条第６項及び第７項。）。

このオンライン出頭を希望する場合は、別添の「オンライン出頭の実施要領」を御確認いただき、審判書記官からの連絡に基づき別紙１の「オンライン出頭希望書」を提出してください。

なお、オンライン出頭の実施要領の「５．省令要件等の事前確認」は、省略の希望の申出ができる場合があります。省略の希望の申出をする場合は、オンライン出頭の実施要領の「６．期日前における省令要件等の事前確認の省略について」を参照のうえ、「オンライン出頭希望書」により申出をしてください。

また、特許庁ホームページに「口頭審理実務ガイド[1]」及び「オンライン口頭審理に関するＱ＆Ａ[2]」を掲載していますので、併せて御参照ください。

オンライン出頭に関するお問合せ
審判企画室　法便担当（内線５８５２）
※口頭審理事件に関するお問合せは、
担当審判書記官宛てにお願いします。

[1] 口頭審理実務ガイド：https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/koutou_shinri.html
[2] オンライン口頭審理に関するＱ＆Ａ：https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/document/index/qa.pdf

別添

オンライン出頭の実施要領

改訂令和５年１１月１日
特 許 庁 審 判 部 審 判 課

１．オンライン出頭について

「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」（以下「オンライン」という。）によって、当事者等が、審判廷に出頭することなく口頭審理の期日における手続を行うこと（以下「オンライン出頭」という。）が可能となりました。

口頭審理の出頭者要件を満たす者（当事者、代理人等）を対象として、審判長が認めた場合は、ウェブ会議システム等を通じて口頭審理の期日の手続に関与する事ができます。

また、口頭審理の期日における手続にオンラインで関与した当事者・代理人等は、審判廷に出頭したものとみなされ（特許法第１４５条第７項）、審判廷に出頭した者と同等に扱われます。

２．オンライン出頭を行うまでの流れ

(1) オンライン出頭を希望する当事者等は、「オンライン出頭を希望する者の氏名、所属、通話先の場所、期日当日に連絡が取れる電話番号、電子メールアドレス等」の情報を別紙１の「オンライン出頭希望書」に記入して、期日調整の回答とともに、審判書記官に電子メールで提出してください。

※ 「省令要件等の事前確認」（以下「事前確認」という。）について、省略の希望の申出をする場合は、「６．期日前における省令要件等の事前確認の省略について」を参照のうえ、「オンライン出頭希望書」に必要事項を記載してください。

(2) 最初に口頭審理の期日を決定します。

(3) その後、オンライン出頭希望者に対して、事前確認の日時調整が行われます。事前確認は、期日の１～２週間前を目処に実施します。

(4) 事前確認の日時が決定したら、提出された「オンライン出頭希望書」に記載の「接続に使用する PC のメールアドレス」宛てに、審判書記官等から会議ＵＲＬを送信します。

事前確認とオンライン口頭審理の会議ＵＲＬは同じです。

(5) 事前確認の当日、事前確認に参加又は同席するオンライン出頭希望者は、審判書記官等から指定された時刻に、送信された会議ＵＲＬにアクセスしてください。

(6) 事前確認において、事前確認に参加するオンライン出頭希望者の通信設備、通話先の場所、予備の通信手段等について審判長等が確認し、審判長がオンライン出頭者としての要件を満たしていると認めた場合に、オンライン出頭が可能となります。

(7) オンライン出頭が認められた者（オンライン出頭者）は、口頭審理の当日は、審判書

記官から指定された時刻に、事前に連絡を受けた会議ＵＲＬにアクセスしてください。

※ 事前確認の際に確認された通信設備及び通話先の場所であることが必要です。別の通信設備や別の通話先の場所からの接続は認められません。

(8) 口頭審理当日のウェブ会議への入室において、審判書記官等による身分証明書等の確認や、通話先の場所の確認（カメラで周辺を映して第三者の関与がないこと）等が行われます。

３．オンライン出頭が可能な者

審判廷に出頭するための出頭者要件とオンラインで出頭するための出頭者要件は同じです。出頭し得る者としては、当事者並びに参加人、代理人、委任状を持参した弁理士等、審判長が認めた当事者の従業者等が想定されます。詳しくは、口頭審理実務ガイドの「第２章Ⅲ．出頭者」を御覧ください。

なお、オンライン出頭が審判廷への出頭とみなされるのは特許法（国内法）に基づくものであり、国外の行為には及ばないと考えられることから、オンライン出頭における通話先の場所は、日本国内に限ります。

４．オンライン出頭者の人数について

円滑な審理進行のためには、オンライン出頭者の表情や動作がウェブ会議システム上で確認できることが必要です。そのため、以下の３つの目安を全て満たすように、オンライン出頭者の検討をお願いします。

- オンライン出頭者の「人数」は、１当事者（１参加人）あたり４人まで
- オンライン出頭者の「通話先の数」（オンライン接続する拠点数）は、１当事者あたり３箇所まで
- １箇所の通話先（同じカメラ映像）に複数名が映る場合は、２～３名まで

（注意）カメラの場所や座席の位置などを調整して、全てのオンライン出頭者がカメラ映像画面にはっきりと映るようにしてください。

ただし、当事者及び参加人が多数関わる審判事件では、１当事者（１参加人）あたりのオンライン出頭者の人数及び通話先の数を制限する場合もあります。

５．省令要件等の事前確認について

事前確認は、口頭審理の審理進行を円滑に行うために、オンライン出頭希望者の通信設備や通話先の場所等が適切であることを、事前にウェブ会議を通じて確認するものです。

✓ 事前確認は、オンライン出頭希望者全員が参加したうえで、口頭審理の期日前に実施します（この実施要領では、特に断りがない限り、「事前確認」は、「期日前の事前確認」を意味することとします。）。

※ ただし、１箇所の通話先（同じカメラ映像）から複数名がオンライン出頭を希望する場合は、そのうちの一名のみの参加でも結構です（１箇所の通話先ごとに、少なくとも１名が参加してください。）。

※ オンライン出頭希望者全員が、事前確認の省略を認められた場合は事前確認が行われない場合もあります（「６．期日前における省令要件等の事前確認の省略について」参照）。

✓ 事前確認では、原則として事件の内容に関する検討は行いませんが、通信設備または通話先の場所の変更が命じられた場合に、該当する通話先で責任ある対応をなし得る者である必要があります。事前確認に代理権を有しない者が参加する場合は、事前に委任状を提出してください（委任状は、上申書に添付して提出することが可能です。別紙２を参照してください。）。

事前確認への参加者に対し、以下の（１）～（３）の点について確認します。

（１）省令要件の確認

以下の事項等の確認をしますので、要件を満たすように準備をお願いします。

なお、通信設備及び通話先の場所は、口頭審理の期日と同じ状態としてください。

出頭者要件	委任状は紙面で提出されているか
	口頭審理実務ガイド（第２章Ⅲ．）の出頭者要件を満たしているか
音声	音声は途切れずに滑らかに聞こえるか
	マイクの音量は十分か
	音割れ、ハウリング、ノイズ等はないか
	マイクのオン、オフの操作が可能か
映像	映像は途切れずに滑らかに表示されるか
	映像の解像度は十分か
	カメラの画角、カメラとの距離、通話先の場所の明るさ等は適切か
	同じ画面に複数人が映る場合であっても、全員の顔が問題なく視認できるか
	背景映像等の変更をオフにできるか
	オンライン出頭希望者は、ウェブ会議上で投影された資料を問題なく視認できるか
	【資料投影の予定がある者のみ】オンライン出頭希望者は、ウェブ会議上に資料を投影できるか
その他	通信設備は商用電源から直接給電されているか（バッテリーや自家発電は原則不可）
通話先の場所	通話先は国内であるか
	周囲からの騒音はないか
	周辺環境からは仕切られた会議室（個室）等の場所か（第三者の関与、第三者への音漏れ、騒音等が発生しない場所であるかを確認） ※オンライン出頭希望者には、現在ウェブ会議に接続中のカメラで周囲を映していただきます

上記の確認により、通信設備や通話先の場所等が不適切であった場合には、審判長はその変更を命じます。事前確認の当日に、代わりの通信設備や通話先の場所が準備できない場合は、変更が命じられた者を対象として、後日あらためて事前確認を実施します。ただし、口頭審理の期日までに再度の実施ができる場合に限りますのでご注意ください。

事前確認の結果、省令要件（通信設備や通話先の場所等）が適切であると審判長が判断した場合に、オンライン出頭希望者はオンライン出頭が認められます（オンライン出頭が認められた者を、以下「オンライン出頭者」という。）が、通信設備や通話先の場所等が適切でなく、その変更も困難であった場合には、オンライン出頭は認められません。事前確認において、オンライン出頭が認められなかった者は、審判廷への出頭に変更することが可能です。

（２）予備の通信手段の取決め

口頭審理の期日に通信障害等が生じた場合に備え、予備の通信手段を取り決めておきます。予備の通信手段についても、主たる通信手段と同様、映像及び音声に不具合がないか等の確認を事前確認時に行います。

事前に取り決める予備の通信手段は、主にＰＣ、タブレットなどのハードウェアを対象とします。予備のネットワーク回線の準備は必須ではありません。

（３）口頭審理の出頭者等の最終確認

出頭態様の不意打ちの変更（特にオンライン出頭を止め、審判廷へ出頭）に関するユーザーの懸念が強いことから、オンライン出頭の希望をした当事者等については、「オンライン出頭者」及び「審判廷への出頭者」の最終確認をします。出頭者等の最終確認以降は、原則として出頭者及び出頭態様の変更は認められません。

事前確認を実施する場合は、事前確認の場で最終確認をしますので、事件を代理する代理人等は、事前確認に先立ち、審判書記官に電子メールで「審判廷への出頭者の氏名」等を連絡してください。なお、事前に電子メールで連絡する事が難しい場合（審判廷への出頭者が決定していないとき）は、事前確認に参加するオンライン出頭希望者が、「審判廷への出頭者の氏名」等を確認した上で、事前確認に参加してください。

事前確認が省略となった場合における最終確認については、「６．（２）省略が認められた場合における出頭者等の最終確認について」を参照してください。

（４）省令要件等の事前確認記録の送付

審判書記官は、上記（１）～（３）の確認後に、「省令要件等の事前確認記録」（口頭審理実務ガイド[様式４]参照）を作成します。作成した当該記録はウェブ会議上で投影しますので、参加者は記載内容を確認してください。事前確認の終了後に、当該記録は、参

加者及び事件の担当代理人（相手方当事者等の担当代理人も含む）に電子メールで送信します。

なお、事前確認が省略となった場合にも、審判書記官は、必要事項を記載した「省令要件等の事前確認記録」を作成し、参加者及び事件の担当代理人（相手方当事者等の担当代理人も含む）に電子メールで送信します。

６．期日前における省令要件等の事前確認の省略について

(1) 以下の２つの要件を満たすオンライン出頭希望者は、事前確認を省略することが認められる場合があります[3]。

① オンライン出頭での使用実績がある通話先を使用すること

② オンライン出頭の経験者がオンライン出頭する（同じ通話先から複数名が出頭するときは、その内の１名以上が経験者である）こと

これら要件を満たし、事前確認の省略を希望するときは、別紙１の「オンライン出頭希望書」に必要事項（過去に実施した審判番号等）を記入してください

(2) 出頭者等の最終確認について

ア　事前確認が実施される場合

請求人側又は被請求人側の通話先の１か所以上で事前確認が実施される場合は、「５．（３）口頭審理の出頭者等の最終確認」に記載のとおり、事前確認時において最終確認が行われ、それ以降、出頭態様の変更は認められません。

イ　事前確認が実施されない場合

全てのオンライン出頭希望者の事前確認の省略が認められた場合は、事前確認は実施しませんので、「省令要件等の事前確認記録」の送付（「５．（４）省令要件等の事前確認記録の送付」参照）が、出頭者等の最終確認結果の連絡を兼ねることになり、この送付以降、出頭態様の変更は認められません。

７．口頭審理当日（開廷前）について

(1) オンライン出頭者は、審判書記官等から事前に指定された時刻までにウェブ会議に接続して、ロビーで待機してください。ウェブ会議には、ゲストユーザーとして入室することになります。ゲストユーザー名を「名前」の欄に入力する際には、以下の＜「名前」への入力事項＞にしたがってください。当該時刻までに、ウェブ会議のロビーで待機していなかった場合には、オンライン出頭できない場合があるので御注意ください。

[3] 審判長の判断により、申出を認めない許可しない場合もあります。なお、申出を認めた場合における省令要件等の事前確認は、口頭審理期日の開廷前に行う本人等確認が兼ねることとします。

＜オンライン出頭者の「名前」への入力事項＞
① 出頭／配信の別
オンライン出頭の方は「出頭」、オンライン配信の方は「配信」と入力
② 請求人／被請求人／参加人の別
請求人側は「請」、被請求人側は「被」、
請求人側の参加人は「請参」、被請求人側の参加人は「被参」と入力
③ 名字
「名字」を入力

【例１】請求人側の山田さんの場合
→「出頭／請／山田」
【例２】被請求人側の佐藤さんの場合
→「出頭／被／佐藤」

(2) オンライン出頭者は、特許庁以外の者に音声及び映像が確認できないよう配慮した上で、口頭審理の開廷前にオンライン上で本人等確認が行われます。その際、ウェブ会議に１人ずつ入室して順に本人等確認が行われるため、ロビーでしばらく待機いただく場合（５～１０分程度）があります。また、本人等確認の終了後は、一旦ウェブ会議から退室して再度ロビーにて待機いただきます。本人等確認の手順等は、審判書記官の当日の指示に従ってください。
(3) 本人等確認では、オンライン出頭者は、所属、氏名、通話先の場所等を述べ、事前に申告した内容と一致するかを確認します。
(4) オンライン出頭者は、身分証明書（可能であれば写真付き）をＰＣ等のカメラに映すことが求められますので、身分証明書を手元に準備してください。弁理士・弁護士については、身分証明書に代えて、身につけた弁理士記章・弁護士記章をカメラに映すことも可能です。
(5) また、通話先の場所が第三者の関与や騒音が生じる場所でないことを確認するため、オンライン出頭者は、ＰＣ等のカメラで通話先の場所の周囲を映すように指示されます。審判長がオンライン出頭を認めていない者の同席はできません。

８．オンライン出頭における注意事項

(1) オンライン出頭においても、口頭審理の映像及び音声は、録音、録画、配信等することはできません（特許法施行規則第５４条）。
(2) ウェブ会議システムとして、Microsoft Teams 又は Cisco Webex Meetings のいずれかが使用されます。
(3) 口頭審理中に、審判廷への出頭者等と意思疎通をするための休廷を希望する場合は、審判長にその旨の申出をしてください。ただし、この申出が認められるか否かは審判

長の判断となります。

(4) 口頭審理中に審判長より注意や指示等があった場合はそれに従ってください。

(5) オンライン出頭者が上記各注意事項を守らなかった場合等には、審判長は当該オンライン出頭者の通信を遮断することがあります。

別紙１

オンライン出頭希望書

審判番号	**無効２０　　－　　号**
回答者の氏名	
回答日	**２０２　年　　月　　日**

オンライン出頭の実施要領の内容に同意した上で、以下のとおり申し出ます。

【オンライン出頭希望者】

●１拠点目

通話先の場所　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（記載例）〇〇県〇〇市〇〇特許事務所の会議室

〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇の会議室

〇〇県〇〇市の自宅

氏名①　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（ふりがな＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

会社名、所属先、役職等：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当事者との関係　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名②　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（ふりがな＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

会社名、所属先、役職等：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当事者との関係　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名③　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（ふりがな＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

会社名、所属先、役職等：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当事者との関係　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

接続に使用するPCのメールアドレス　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

期日当日、接続トラブル時に連絡できる電話番号：＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

省令要件等の事前確認の省略　［省略を希望する　／　省略を希望しない］

※　省令要件等の事前確認の省略を希望する場合は、以下枠内も記入してください。

① 本通話先の場所を過去に使用した審判の番号：無効20　－

② オンライン出頭の経験者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③ ②がオンライン出頭を経験した審判の番号（①と異なる場合）無効20　－

●２拠点目
通話先の場所　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名①　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（ふりがな＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
　会社名、所属先、役職等：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　当事者との関係　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名②　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（ふりがな＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
　会社名、所属先、役職等：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　当事者との関係　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名③　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（ふりがな＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
　会社名、所属先、役職等：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　当事者との関係　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

接続に使用するPCのメールアドレス　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

期日当日、接続トラブル時に連絡できる電話番号：＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

省令要件等の事前確認の省略　　［省略を希望する　／　省略を希望しない］
※　省令要件等の事前確認の省略を希望する場合は、以下枠内も記入してください。

① 本通話先の場所を過去に使用した審判の番号：無効20　－
② オンライン出頭の経験者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
③ ②がオンライン出頭を経験した審判の番号（①と異なる場合）無効20　－

●３拠点目
通話先の場所　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名①　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（ふりがな＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
　会社名、所属先、役職等：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　当事者との関係　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名②　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（ふりがな＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
　会社名、所属先、役職等：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　当事者との関係　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名③　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（ふりがな＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

会社名、所属先、役職等：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当事者との関係　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

接続に使用するPCのメールアドレス　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

期日当日、接続トラブル時に連絡できる電話番号：＿＿＿＿ー＿＿＿＿ー＿＿＿＿

省令要件等の事前確認の省略　　［省略を希望する　／　省略を希望しない］

※　省令要件等の事前確認の省略を希望する場合は、以下枠内も記入してください。

① 本通話先の場所を過去に使用した審判の番号：無効20　－
② オンライン出頭の経験者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
③ ②がオンライン出頭を経験した審判の番号（①と異なる場合）無効20　－

別紙２

（記載例）

上　申　書

令和　　年　　月　　日

特許庁審判長　殿

１．審判の番号
　　無効２０２１－８００×××

２．上申をする者
　　事件との関係　　（被）請求人
　　住所（居所）
　　氏名（名称）

３．代理人
　　住所（居所）
　　氏名（名称）

４．上申の内容
　　令和５年〇月〇日期日の口頭審理、及び省令要件等の事前確認（令和５年〇月〇日実施予定）に使用する委任状を、添付のとおり提出します。

５．添付書類の目録
　　委任状　　１通